

No! harassment!

平成30年度版

学生編



ハラスメント!

～ハラスメントのない大学を目指して～

人間関係は、キャンパス・ライフのみならず社会生活にとって最も重要なものです。

その人間関係を良好に維持するためには、相手の立場に立って考えることが必要であり、何をしてはいけないか自ら判断し、自らの行動に責任をもつことが人としてのマナーです。

ハラスメントの加害者にならないよう、私たち一人ひとりが自分の言葉や行いを省みることが大切です。

本人の意図に関係なく、あなたの言葉や態度を不快に感じている人がいるかも知れません。

本学では、学生一人ひとりが心理的、身体的に安全かつ快適な環境で勉学に研究に専念し、充実したキャンパス・ライフを送ることができる大学を目指しています。



こうしたことがハラスメントにあたります

※ここに示した例は一般的な分類であり、ハラスメントの一部です。

下記に該当しないからといってハラスメントにならないという基準を示したものではありません。

セクシュアル・ハラスメント

セクハラ

相手を不快にさせる性的な言動(性的な要求を拒否したことによって不利益を与える・性的な言動により不快にさせる環境を作り出すことなども含む)。



例

- 指導教員が、卒論の指導をするからと言って、無理やり食事に誘う。
- 相手が断りにくい状況でしつこく交際を迫ったり、電話やメールを執拗にする。
- 卑猥な画像を掲示して、教育環境を悪化させる。

アカデミック・ハラスメント

アカハラ



地位・権限を利用して、教育・研究上、または修学・進路等に関して不利益を与える行為・嫌がらせ。

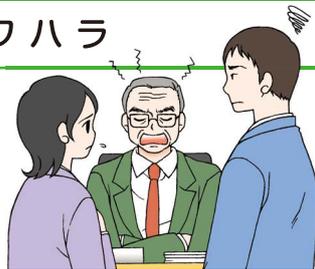
例

- 指導教員が、日曜日も研究室に来ないと演習の単位を認めないと学生に圧力をかける。
- 気分にかかせて、学生を罵倒する。
- 「放任主義」と称して必要な指導・教育を行わない。

パワー・ハラスメント

パワハラ

立場的に上位の者が、地位・権限を背景に、相手の人格や尊厳を侵害して苦痛を与える不適切な言動。



例

- 多数の面前での執拗な叱責、人格否定。
- 通常の業務時間内では達成不可能な課題を日常的に強要する。
- 指導とパワハラの違い

適切な注意・叱責

指導

注意・叱責 + 嫌がらせ

パワハラ

ソーシャルメディア・ハラスメント

ソーハラ



近年利用者が増えている「Facebook(フェイスブック)」や「mixi(ミクシィ)」などのネット上で交流するサービス(SNS:ソーシャル・ネットワーキング・サービス)において、相手のプライバシーに踏み込み、不快感・苦痛を与える行為。(SNS上でのパワハラ、セクハラと言える行為全般。)

例

- 異性に(あるいは上司が部下に)対して「友達」(*)承認を求める。
(※)「友達」に承認されることによって、相手の日記や私的な投稿内容が見られるようになる。
- 自身の投稿への反応を強要する、あるいは相手に対して不快なコメントを残す。

その他のハラスメント

例

ジェンダー・ハラスメント

性別の違いを理由に、特定の役割を強要する。

アルコール・ハラスメント

アルコールが飲めない者や弱い者に飲酒を強要するなどの飲酒に関する迷惑行為。

モラル・ハラスメント

道徳上許されない、他者に迷惑をかける行為・嫌がらせ全般。



加害者にならないために！

ハラスメントによって、被害者は個人の尊厳を傷つけられるとともに、名誉や快適に生活する権利を脅かされ、長期にわたって身体的・精神的に重大な打撃を受けることになります。



ハラスメントに当たる行動についての認識を持ち、常に相手の気持ちに配慮することで、健全で快適なキャンパス・ライフが生まれます。



もしハラスメントと感じたら…

- 勇気を出して相手に対して「不快である」ことをはっきり伝えましょう。
- 1人で言えないときは、信頼できる周りの人に助けを求めよう(助けを求める)ことも必要です。
- 「NO」と言えなかったら、1人で悩まず、相談員に相談しましょう。(相談員は、プライバシーを堅く守り、親身になって相談にのります)

相談対応フロー

相談者



相談窓口(ハラスメント相談員)



ハラスメント防止委員会

再発防止策の検討、必要に応じて調査(専門委員会を設置)等



当事者・関係者と面談、調整・助言・教育・救済



懲戒等が必要と認められた場合には、学長へ意見具申



対象者(学部学生、大学院生、教職員)の区分に応じて、
教授会・研究科委員会・懲戒委員会等で必要な措置を講ずる